

「もうお正月か？」の声もありますが

年内敷金支給は無理でも、生活保護制度活用が閉ざされたわけではなく

弱っているものほど弱みを隠したがるというお話は・・・

裏面の朝日新聞記事を参照してください

10 日朝、いつものように夜間学校ニュースを配っている
と、「これ配り終えたら、もう正月休みか」という声がかかりました。

「なるほど、そういうこともありか」と、「1 月 4 日まで
お休み」の誘惑に負けそうになりましたが、なんとか、誘惑
を振り払い、新聞記事の紹介などしながら、年内も継続と
いうことに。

で、裏面新聞記事ですが、体力や経済的に弱いものほど、
他人からの手助けを拒む傾向があるという、一人暮らし高
齢者の調査結果を受けて、その原因を社会規範にあるので
はないかと、指摘しているものです。

その社会規範とは、「他人に迷惑をかけたくない」「迷惑
をかけてはいけない」というかつて美德とされていたもの
であるといっています。

これは、もう少し裏読みをする必要があると考えられま
す。

社会規範は、多くの人に共有されているから、社会規範な
のですが、それが、体力や経済的に弱い人にとって、悪く

作用しているからといって、古い規範であると否定してし
まうと、「人に迷惑をかけてはいけない」という美德を、
この社会から追放することになるからです。

本当は、一方的に手出すけされる立場であることが強
調され、自尊心が傷つけられるから、手助けされるのがい
やなのではないでしょうか。

確認はしていませんが、大阪では、ゴミ出しできない人
のゴミを、その人の家の入り口までゴミ収集の職員が集
めに行くというサービスがあるそうです。

これは、制度・公的サービスですから、利用に抵抗感
はないようです。財政赤字で、大阪市もこのサービスをやめ
たかもしれませんし、他の自治体ではやっていないところ
が多いでしょう。そこで、「地域で助け合え」というこ
とになっているのだと思います。

手助けする人が、単なる善意の活動でなく、税金が上
ることを防ぐ活動に参加しているという意識を持てば、手
助けしてもらおう人も、行政サービス利用の感覚を持て、自
尊心を傷つけられなくて済むと思われま

す。
生活保護制度も、一方的な恩恵の制度ではありません。

東日本国際大学で社会福祉を教える菅野道生さんから、興味深い報告書を送っていただいた。東京都葛飾区のひとり暮らしの高齢者約1,000人の生活実態と、当事者の意識とを調べたものだ。

「近所の人にゴミ出しや家事の手伝いを頼むことに抵抗を感じますか」との質問に、半数以上が「やや」「非常に感じる」と答えた。その理由に81%が「人に迷惑をかけたくないから」を挙げた。

ハッとさせられたのは、困っている人ほど手をさしのべられることに後ろ向きだった、という調査結果だ。健康状態を自分で「弱い」と感じる人ほど、また、経済状況について「苦しい」と答えた人ほど、近所の人からの支援には抵抗感があるという割合が高かった。

「自立」支援を建前にした福祉制度からこぼれ落ちる人々を、地域のつながりで支えようというのが、最近の政策の流れだ。だが、団地で交流サロンを開いても出てこない、民生委員が訪ねても「困っていません」という住人一特に男性のお年寄り一にどう接したらよいか。現場で活動する人たちが直面する課題だと、菅野さんは指摘する。

誰にも気づかれない、誰も助けられない死、虐待、引きこもり。様々な孤立の根には、「他人に迷惑をかけたくない」「迷惑をかけてはいけない」という、かつて美德とされた社会規範が横たわっているのではないか。

この国の、交わらぬまま凍りつくような群像が浮かび上がる。（石橋英昭）

市更相は釜ヶ崎（あいりん地域）の福祉相談窓口です。

夜間宿所利用・炊き出し利用、センター周辺や公園での野宿・仮小屋生活から、アパート生活へ！市立更生相談所（市更相）は、釜ヶ崎（あいりん地域）内の簡宿利用者、夜間宿所利用者、そして、地区内で野宿する人を担当する福祉の相談窓口です。

役所は管轄（縄張り）にこだわりますから、市更相の窓口で「天王寺公園で寝ていた」というと、「天王寺区役所で相談して下さい」といわれます。「鶴見橋商店街で寝ていた」というと、「西成区役所へ行って下さい」といわれます。この点、相談に行く前に、しっかり確認しておいて下さい。

最低でも、相談に行く前の晩は、夜間宿所かセンター周辺あるいは山王・太子など市更相周辺で寝泊まりしていたことが必要です。地区内の簡宿に止まっている人が、わざわざ野宿していく必要はありません。

大阪市立更生相談所にできること

- 1）医療相談一体の調子の悪い人は、医者を紹介してもらえます。無料で医者にかかれます（借用書）。
- 2）施設相談—三徳寮の生活ケアセンターの利用を相談してみてください。長期に施設に入る道もあります。
- 3）居宅確保相談 住居のない人が、アパートやマンションを借りて、生活保護の中の居宅保護を申請することができます。